

合衆国軍隊等防護事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案要綱

第一 自衛隊法の一部改正

(第七十六条関係)

防衛出動を命ずることができる事態として、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」に代えて「条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態」を規定すること。

第二 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正

一 題名

(題名関係)

この法律の題名を「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改めること。

二 目的

(第一条関係)

この法律の目的に、存立危機事態に代えて合衆国軍隊等防護事態への対処について定めること及びこれを武力攻撃事態等を含めることを明記すること。

三 定義

(第二条関係)

1 「存立危機事態」に代わる「合衆国軍隊等防護事態」について、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態をいう旨の定義を設けること。

2 「対処措置」の定義について、存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する措置に係る部分を削り、合衆国軍隊等防護事態を終結させるためにその推移に応じて実施する措置として、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊に対する武力攻撃であつて、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至ったもの（以下「合衆国軍隊等防護事態武力攻撃」という。）を排除するために必要な自衛隊の行動等を追加すること。

四 防衛出動に係る国会の承認を求める場合の情報の提供

(第九条の二関係)

政府は、内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについて自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めたときは、各議院又は各議院の委員会が十分な情報に基づいて当該承認をするかどうかの判断をすることができるよう、その求めに応じ、特定秘密を含め、必要な情報を法律の規定に基づきできる限り提供するものとする。

第三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正

一 目的

(第一条関係)

この法律の目的に、合衆国軍隊等防護事態を含む武力攻撃事態等において合衆国軍隊等防護事態武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護すること等を明記すること。

二 定義

(第二条関係)

1 「国民の保護のための措置」の定義に、合衆国軍隊等防護事態武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は合衆国軍隊等防護事態武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置を追加すること。

2 「武力攻撃災害」の定義に、合衆国軍隊等防護事態武力攻撃により生ずる人的又は物的災害を追加すること。

三 基本指針

(第三十二条関係)

基本指針に、国民の保護のための措置の実施に当たって考慮すべき合衆国軍隊等防護事態の想定に関する事項を定めるものとする事。

四 国民の保護のための措置

(第四十四条等関係)

警報の発令、避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置、武力攻撃災害への対処等の措置に関するし、合衆国軍隊等防護事態武力攻撃についても適用の対象とすること。

第四 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正

一 題名

(題名関係)

この法律の題名を「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める事。

二 目的

(第一条関係)

この法律の目的について、存立危機事態における存立危機武力攻撃を排除するために必要な外国軍隊の行動に係る部分を削り、武力攻撃事態等において自衛隊と協力して合衆国軍隊等防護事態武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置等について明記すること。

三 定義

(第二条関係)

1 「外国軍隊」の定義を削り、「合衆国軍隊」とは、武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動又は自衛隊と協力して合衆国軍隊等防護事態武力攻撃を排除するために必要な行動を実施しているアメリカ合衆国の軍隊をいう旨の定義を設けること。

2 「行動関連措置」の定義を、武力攻撃事態等において、1の合衆国軍隊等防護事態武力攻撃を排除するために必要な合衆国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置であって、対処基本方針に基づき、自衛隊その他の指定行政機関が実施するものに改めること。

四 行動関連措置の基本原則等

(第四条等関係)

行動関連措置の基本原則、合衆国軍隊の行為に係る通知、損失の補償等の措置に関し、存立危機武力攻撃及び存立危機事態に代えて合衆国軍隊等防護事態武力攻撃及び合衆国軍隊等防護事態を適用の対象とすること。

第五 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正

一 定義

(第二条関係)

「対処措置等」の定義について、合衆国軍隊が実施する自衛隊と協力して合衆国軍隊等防護事態武力攻撃を排除するために必要な行動を追加する等の改正を行うこと。

二 港湾施設の利用に関する内閣総理大臣の措置

(第九条関係)

港湾施設の利用に関する内閣総理大臣の措置に関し、合衆国軍隊等防護事態武力攻撃についても適用の対象とすること。

第六 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正

一 題名

(題名関係)

この法律の題名を「武力攻撃事態及び合衆国軍隊等防護事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改めること。

二 停船検査等

(第十六条等関係)

停船検査等に関し、存立危機事態に代えて合衆国軍隊等防護事態を適用の対象とすること。

第七 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正

一 題名

(題名関係)

この法律の題名を「武力攻撃事態及び合衆国軍隊等防護事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改めること。

二 捕虜等の拘束措置等

(第四条等関係)

捕虜等の拘束、抑留等に関し、存立危機武力攻撃及び存立危機事態に代えて合衆国軍隊等防護事態武力攻撃及び合衆国軍隊等防護事態を適用の対象とすること。

第八 施行期日等

一 施行期日

(附則第一項関係)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二は、公布の日から施行すること。

二 国会の組織の在り方についての検討

(附則第二項関係)

内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについて自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めた場合において特定秘密を含む情報の提供を受ける国会の組織の在り方については、この法律の施行の日までに、国会が十分な情報及び高度の専門性に基づいて当該承認をするかどうかの判断をすることができるようにする観点から検討が加えられ、その結果に基づき、国会法の改正その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

三 経過措置等

(附則第三項関係)

この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定めること。

第九 その他所要の規定の整備を行うこと。